

函館市監査公表第30号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年10月5日

函館市監査委員 山田潤一
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 斎藤明男
函館市監査委員 松宮健治

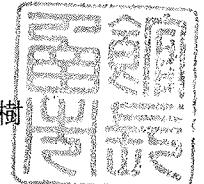


函企画
平成29年9月26日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	企画部					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	平成28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日			
調査対象事項名	審議会等の運営状況について					
指摘事項、意見・要望事項						
函館市生活交通協議会において、複数の市職員が委員に就任していることは、市民意見の反映という観点から疑問が残るところ、市職員の委員登用については、必要最小限にとどめるべきである。						
措置内容、対応・考え方						
当該協議会は、「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の規定に基づく協議ならびに市内における生活交通の確保方策等に係る検討のために設置しており、全27名の委員のうち、協議事項と関連する部局の職員5名を委員として登用しているところです。						
地域公共交通活性化再生法は、協議会の組織として、「地方公共団体」、「関係する公共交通事業者」、「道路管理者」等を構成員とすべきことを定めていることから、当該協議会を所管する企画部、関係する公共交通事業者である企業局交通部、市道の道路管理者である土木部からの委員登用が欠かせないものであります。						
他の2名につきましては、協議事項と関連する部局から登用しているところでございますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、今後はオブザーバー参加をする取り扱いに変更したいと考えております。						

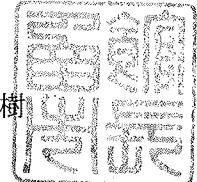


函企画
平成29年9月26日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	企画部					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	平成28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日			
調査対象事項名	審議会等の運営状況について					
指摘事項、意見・要望事項						
審議会等の構成員の決定については人事課との協議を行うこととなっているが、函館市市民協働モデル事業審査委員会においては、所管部局内のみで構成員を決定しているため、審議会等取扱要領を順守すべきである。						
措置内容、対応・考え方						
審議会等の構成員決定の際は人事課との協議を行うことを部内であらためて周知したところです。今後も審議会等取扱要領の順守に努めてまいります。						



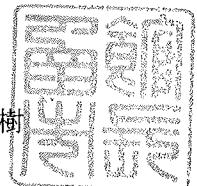
函企画

平成29年9月26日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部局名	企画部					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（行政監査）					
監査等実施期間	平成28年7月15日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月30日			
調査対象事項名	審議会等の運営状況について					
指摘事項、意見・要望事項						
函館市まちづくり会議について、ここ数年活動実績がなく、今後の活動も未定のため、今後のあり方も含め、整理すべきと考える。						
また、1回の会議につき2,000円を支給しており、審議会等取扱要領で定める金額5,000円と異なることから、今後の支給にあたっては検討すべきと考える。						
措置内容、対応・考え方						
函館市まちづくり会議については、市政の目標である「活気に満ちて、だれもが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、女性や若者の視点からの意見等をまちづくり施策に反映させるため、平成23年10月から2か年にわたり会議を開催していたところです。						
今後のあり方を検討した結果、設置の目的を一定程度達成したことから、平成29年4月24日付で当該会議を廃止しました。						